

群馬県B地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

群馬県B地区においては、小型車の車種区分廃止に伴う運賃改定（改定率4.76%）を平成29年4月17日から実施致しましたが、自動認可運賃内の運賃として概ねの事業者が運賃改定前の普通車運賃（下限）を選択したため、改善状況の公表はしませんでした。しかしながら消費税率10%（現行8%）転嫁による運賃改定を令和元年10月1日実施した際に、自動認可運賃の上限である1.8km 780円（加算距離2回分を控除した1.368km 600円）を概ねの事業者が選択したため、今回「運賃改定実施による労働条件の改善状況」の調査を行い、改定前の平成30年11月から平成31年4月に対して令和3年11月から令和4年4月（直近の実績として）におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1 運賃を改定した事業者数

10社

(注) 改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定した事業者数である。

2 平均増収率

▲21.07%

(注) 増収率がマイナスなのは改定後直近の実績がコロナの影響のため。

(注) 平均増収率は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和3年11月から令和4年4月の営業収入（税引き後）}}{\text{平成30年11月から平成31年4月の営業収入（税引き後）}} \times 100 - 100$$

3 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率

▲15.55%

(注) 上昇率がマイナスなのは改定後直近の実績がコロナの影響のため。

| 改定前1人当たり平均給与月額 (平成30年11月～31年4月) | 改定後1人当たり平均給与月額 (令和3年11月～4年4月) |
|------------------------------------|----------------------------------|
| 246,676円 | 208,329円 |

(注) 一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

4 改定による賃金改善率の分布（一般運転者 1 人平均）

| | | | | | | | |
|-------|----------------|---------------|--------------|---------------|-----------------|------------|------|
| 15%以上 | 10%以上 15%未満 | 5%以上 10%未満 | 0%以上 5%未満 | -5%以上 0%未満 | -10%以上 -5%未満 | -10% 未満 | 計 |
| 1 社 | 0 社 | 1 社 | 1 社 | 1 社 | 1 社 | 5 社 | 10 社 |

（注）賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和 3 年 11 月から令和 4 年 4 月の運転者一人当たり平均給与月額}}{\text{平成 30 年 11 月から平成 31 年 4 月の運転者一人当たり平均給与月額}} \times 100 - 100$$

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（一般運転者に限る。）

| | | | | | | | |
|------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 103% 以上 | 102%以上 103%未満 | 101%以上 102%未満 | 100%以上 101%未満 | 99%以上 100%未満 | 98%以上 99%未満 | 97%以上 98%未満 | 96%以上 97%未満 |
| 3 社 | 0 社 | 3 社 | 1 社 | 2 社 | 0 社 | 0 社 | 0 社 |

| | | |
|----------------|-------|------|
| 95%以上 96%未満 | 95%未満 | 計 |
| 0 社 | 1 社 | 10 社 |

（注）賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和 3 年 11 月から令和 4 年 4 月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{平成 30 年 11 月から平成 31 年 4 月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6 労働者負担の状況

- ・労働者負担を全て廃止した事業者数 0 社
- ・労働者負担の一部を廃止した事業者数 0 社
- ・労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数 0 社
- ・労働者負担の一部を軽減した事業者数 0 社
- ・労働者負担に変更がない事業者数 0 社
- ・労働者負担を採用していない事業者 10 社

7 その他

(1) 手当類の創設・拡充・・・詳細は別記 2 のとおり

- ・新しく手当を創設した事業者数 0 社
- ・既存の手当について金額を増額する等拡充した事業者数 1 社

(2) その他

- ・労働時間を短縮した事業者数 3 社

【問い合わせ先】

一般社団法人 群馬県タクシー協会

担当者 小島

電 話 027-261-2071

【配布先】

関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）

2 手当類の創設・拡充

(2) 拡充された手当類

・年1回賞与を年2回支給

1社